

適合証明業務手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

第1条（趣旨）

この適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

第2条（申請手数料）

適合証明業務申請手数料は、別表に掲げる額とする。なお、新築住宅（共同建て）「フラット35登録マンション」以外）、フラット35リノベ、賃貸住宅融資、住宅融資保険は、別途見積もりとする。

第3条（遠隔地割増手数料）

現場検査の実施に際し、第2条に定める申請手数料に加算できる遠隔地割増手数料は、別表に掲げる額とする。

第4条（解除・取下げ手数料）

申請者が、適合証明業務約款に基づき解除・取下げを行った場合の手数料は、申請手続きの進捗に応じハウスプラスが個別に算定した額とする。

第5条（申請手数料の変更）

ハウスプラスが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額又は増額することができる。

第6条（再発行手数料）

適合証明書の再発行の手数料は、別表に掲げる額とする。

第7条（その他手数料）

ハウスプラスは、次に掲げる場合に手数料を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき

第8条 （支払期日）

申請者が納付する申請手数料の支払期日は、以下の通りとする。

(1) 新築住宅の場合

対象住宅に係る申請手数料全てについて、設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査のうち最初の申請をハウスプラスが受付けた日以後、最初に到来するハウスプラスが定める締日の翌月末とする。

(2) 中古住宅の場合

ハウスプラスが発行する請求書記載の期日とする。

(3) ハウスプラスが再検査を実施した場合

再検査実施日の翌月末を支払期日とする。

2. 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、他の期日を支払期日とすることができる。

第9条 （支払方法）

申請者が納付する申請手数料の支払方法は、ハウスプラスの指定する銀行口座への振込によるものとする。なお、振込手数料は申請者の負担とする。

2. 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、別の支払方法をとることができる。

附 則

（施行期日）

この手数料規程は、2026年10月1日より施行する。

別表 1 新築住宅（一戸建て等）の手数料

手数料は、**基本料金**及び**加算料金**の合計額とする。ただし、建設住宅性能評価を活用する手続きの場合は、**加算料金**を徴収しない。

基本料金

(円(税込)／戸)

物件検査手続きの種類	設計検査	中間検査 ^{※4}	竣工検査 ^{※4}	合計
通常の手続き	25,300	25,300	25,300	75,900
設計検査を省略する手続き ^{※1}	(省略)	25,300	25,300	50,600
中間現場検査を省略する手続き ^{※2}	25,300	(省略)	25,300	50,600
設計検査 ^{※1} および中間現場検査 ^{※2} を省略する手続き	(省略)	(省略)	25,300	25,300
建設住宅性能評価を活用する手続き ^{※3}	(省略)	(省略)	13,200	13,200
竣工済特例	75,900			75,900

加算料金

加算料金は適用基準ごとに適用するものとし、複数の適用基準がある場合はそれぞれ加算する。ただし、適用基準の確認が他の適用基準等で確認できる場合は、重複して加算しない。なお、基本料金において「(省略)」とされている検査については、当該検査に係る加算は行わない。また、竣工済特例においては、合計金額を加算する。

(円(税込)／戸)

適用基準	活用書類	設計検査	中間検査	竣工検査	合計
Z E H	B E L S 評価書	0	3,300	3,300	6,600
	設計住宅性能評価書 ^{※5}	0	3,300	3,300	6,600
	長期優良住宅 ^{※5}	0	3,300	3,300	6,600
	証明書等 ^{※5※6}	0	3,300	3,300	6,600
	活用なし	3,300	3,300	3,300	9,900
省エネルギー性	B E L S 評価書	0	3,300	3,300	6,600
	設計住宅性能評価書	0	3,300	3,300	6,600
	証明書等 ^{※6※7}	0	0	0	0
	活用なし	3,300	3,300	3,300	9,900
維持保全型、耐久・可変 (Aプラン)	長期優良住宅	0	0	0	0
維持保全型、耐久・可変 (Bプラン)	設計住宅性能評価書	0	6,600	6,600	13,200
	活用なし	6,600	6,600	6,600	19,800

耐震性	設計住宅性能評価書	0	6,600	6,600	13,200
	活用なし	6,600	6,600	6,600	19,800
バリアフリー性	設計住宅性能評価書	0	6,600	6,600	13,200
	活用なし	6,600	6,600	6,600	19,800

- ※1 ハウスプラスの設計住宅性能評価書を取得または長期確認書を取得し、設計検査を省略する場合に限る。
- ※2 ハウスプラスすまい保険を活用する場合、または、確認検査において特定工程検査を実施し適合証明の中間検査を省略する場合に限る
- ※3 ハウスプラスに建設住宅性能評価を申請し、設計検査、中間現場検査の省略及び竣工現場検査と建設住宅性能評価検査が同時実施できる場合に限る。なお、検査が同時に実施できない場合は、25,300 円（税込）とする。
- ※4 ハウスプラスの確認検査と同時に中間検査又は竣工検査ができる場合は、6,600 円（（税込）／検査）を減ずる。
- ※5 Z E H O r i e n t e dに限る。
- ※6 証明書等とは次に掲げる書類（変更を含む）をいう。
1 札幌版次世代住宅認定証（写し）又は札幌版次世代住宅工事適合証明書（写し）
2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写し）
3 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写し）
- ※7 金利Aプランに限る。
- 注1 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。
- 注2 直近の検査後に、適用基準の追加または変更により再度検査が必要となる場合は、別途手数料が発生する。
- 注3 建築計画概要書以外で土砂災害特別警戒区域等を確認する場合は、2,750 円（税込）を加算する。ただし、確認申請をハウスプラスに併願する場合を除く。

別表２ 新築住宅（共同建て）の手数料（「フラット３５登録マンション」とする場合）

（円（税込）／棟）

内容	検査対象住戸数	設計検査※ ⁴	竣工検査※ ⁴
フラット３５ フラット３５Ｓ※ ¹ ※ ² ZEH、省エネルギー性 又は 耐久性・可変性(A プラン)	１～20 戸	165,000	88,000
	21～50 戸	264,000	137,500
	51～100 戸	346,500	178,750
	101～200 戸	456,500	233,750
	201～300 戸	511,500	288,750
フラット３５Ｓ※ ¹ 耐震性、バリアフリー性 又は 耐久性・可変性(B プラン)	１～20 戸	220,000	121,000
	21～50 戸	352,000	170,500
	51～100 戸	462,000	211,750
	101～200 戸	627,000	266,750
	201～300 戸	737,000	321,750
建設住宅性能評価を活用※ ³	１～50 戸	44,000	
	51～100 戸	55,000	
	101～200 戸	66,000	
	201～300 戸	88,000	

※¹ フラット３５Ｓの料金は１つの適用基準に対する料金とする。２つ以上の適用基準を選択する場合は、別途問合わせとする。
ただし、建設住宅性能評価を活用する場合は除く。

※² フラット３５維持保全型の適用の場合を含む。

※³ ハウスプラスで建設住宅性能評価を行い、設計検査の省略及び竣工現場検査と建設住宅性能評価検査が同時実施できる場合に限る。

※⁴ 共用部のみの検査が別途必要な場合は、88,000 円（税込）を加算する。

注¹ 申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。

注² 直近の検査後に、適用基準の追加または変更等により再度検査が必要となる場合は、別途手数料が発生する。

注³ 建築計画概要書以外で土砂災害特別警戒区域等を確認する場合は、2,750 円（税込）を加算する。ただし、確認申請をハウスプラスに併願する場合を除く。

注⁴ ３０１戸以上は、別途問合せとする。

別表 3 中古住宅の手数料

(円 (税込) /戸)

内容※1		手数料
一戸建て等※2	フラット 3 5	66,000
	フラット 3 5 S ※3※4	82,500
マンション※2	フラット 3 5	55,000
	フラット 3 5 S ※3※4	71,500

- ※1 中古プラスについては、別途問合せとする。
※2 建築確認日が昭和 5 6 年 6 月 1 日以降のものに限る。
※3 フラット 3 5 維持保全型の適用の場合を含む。
※4 原則、新築時にハウスプラスで建設住宅性能評価書が発行されている場合に限る。

注 1：申請者の責めに帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する。
注 2：中古マンションらくらくフラット 3 5 については、別途問合せとする。
注 3：既存住宅状況調査書の活用については別途問合せとする。

別表 4 遠隔地割増手数料

現場検査の実施に関して、各都道府県の県庁所在地から検査の対象となる住宅の建設地までの直線距離の区分に応じ、適合証明業務実施者 1 名につき、次の表のとおり、現場検査一回ごとに遠隔地割増手数料を加算することができる。

(円 (税込))

距離の区分	手数料
2 0 km 以上 5 0 km 未満	7,700
5 0 km 以上 1 0 0 km 未満	14,300
1 0 0 km 以上	16,500 + 距離加算費

- ※確認検査と同時に行う現場検査については加算しない。
※確認検査と同時の実施出来ない場合は、別途手数料を加算することができる。
※距離加算費は、距離に応じて都度取り決めることとする。
※建設地が島しょ部等である等により、通常の交通手段によることが困難な場合、上表に定めるほか交通費として、実費が発生する。
※建設地までの往復の移動に 6 時間以上を要する場合、上表に定めるほか日当として、適合証明業務実施者 1 名につき 1 日あたり 11,000 円 (税込) を加算する。

別表 5 取下げ手数料

(円 (税込))

取下げのタイミング	手数料
受付前	なし (全額ご返金)
受付済	5,500
検査実施後 (設計検査は質疑提出後)	検査料金全額

※ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により検査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

別表 6 再発行手数料

(円 (税込))

発行単位	手数料
1 住戸あたり	5,500

以上